

令和元年 7 月 1 日

令和 5 年 12 月 1 日 更新

大和川河川事務所

## 大和川河川事務所X運用ポリシー

### 1. 目的

本ポリシーは、大和川河川事務所が取得した公式Xアカウントの運用に関する事項を定めることを目的とします。

### 2. 基本ポリシー

公式Xアカウントの運用は、大和川河川事務所が実施する事業の他、災害対応の取り組みに関して情報発信することにより、大和川河川事務所の業務について理解を深めていただくことをポリシーとします。

### 3. 用語の定義

この運用ポリシーにおいて、用語の定義は次のとおりとします。

- (1) X 「ポスト」 (=140 文字以内の短文) を投稿し、情報を共有できる民間ソーシャルメディアサービスをいう。
- (2) 公式X 大和川河川事務所が設置・運営するユーザー名から発信するXをいう。
- (3) アカウント Xを設置・運用するため取得した権利・ユーザー名をいう。
- (4) ポスト Xに投稿する文章のことをいう。
- (5) 公式ポスト 公式Xから投稿するポストのことをいう。
- (6) フォロー 他のユーザーのポストを自動受信するように設定することをいう。(常に自分が受信できるようアカウントを登録することをいう。)
- (7) リプライ Xの使用ユーザーからのポストに返信することをいう。
- (8) リポスト Xの使用ユーザーの投稿文章を引用発信することをいう。

#### 4. 運用方法

公式Xの運用主体は大和川河川事務所、アカウントの管理・情報発信は流域治水課とし、以下のとおり運用することとします。

##### (1) 発信する情報

- ①管理河川の出水時における水防警報や洪水予報及び管理施設の被災状況等の防災情報
- ② 震災時における管理施設の被災状況等の防災情報
- ③ 大和川河川事務所の記者発表や主催または共催しているイベント等の情報
- ④ その他、周知する必要性が高い情報

##### (2) 発信する文章の作成担当

ポストする文書は、大和川河川事務所公式ホームページ（以下「公式ホームページ」という。）に掲載する情報を補完するため所管課が作成します。

##### (3) 発信にあたっての留意点

- ①誤解を与えない、わかりやすく簡素な情報発信に努めます。
- ②信頼性が担保できない情報は発信しません。

##### (4) 発信手順

情報の発信にあたっては、事務所長あるいは代行する者の確認を得た上、適宜公式Xアカウントでポストします。

##### (5) 他アカウントのフォロー等

公式Xアカウントは、原則として情報発信のみを行うものとし、他アカウントへのフォローやリプライ、リポストは行わないものとします。ただし、公式アカウントが確認できる公共機関又はこれに準ずる機関へのフォローやリポストは、行うことがあります。

##### (6) なりすまし防止

- ①なりすましによる誤情報等の流布を防止するため、公式Xのプロフィールに公式ホームページのリンクを掲載し、運用ポリシーを参照できるようにします。また、Xのユーザー名を公式ホームページ上に明示します。
- ②なりすましを発見した場合は、公式ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとします。

##### (7) 利用の促進

利用者が大和川河川事務所の公式アカウントであることを容易に認識し、取得したアカウントの信頼性向上のため、「公共機関アカウント」に登録します。

##### (8) ポストに記載するリンク先

ポストに記載するリンク先は、他機関の所管する防災情報等を引用する場合を除き、原則として大和川河川事務所ホームページのみとします。

##### (9) 状況の監視

PCからアクセスするX画面の状況について異常がないか、適時確認を行います。

## 5. 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は公式ホームページに掲載し、周知します。また、本ポリシーは必要に応じて変更するものとし、その場合は変更した旨を公式Xアカウントにより発信し、周知します。

## 6. その他

情報発信については、内閣官房情報セキュリティセンター、総務省、経済産業省の指針「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」（平成23年4月5日付）に基づき、運営します。Xの利用について、なんらかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理者が利用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものを削除するものとしします。